



甘い話には乗らないゾー

平成22年9月8日
環境生活総務課
(消費生活室)
0852-22-5103
FAX 0852-32-5918
E-mail
syohisen@pref.shimane.lg.jp

消費者被害注意情報

「独立開業で高収入？」 軽貨物運送 の代理店契約に関するトラブルが増加！

近年の厳しい経済状況の中、「独立オーナー募集」「100%継続的に仕事を紹介！」などの広告を見て説明会に出かけたところ、仕事に必要なだと言われて軽自動車等を購入し、配送の仕事を紹介してもらうための代理店契約を結んで入会金を支払ったものの、「実際には仕事が紹介されない」「仕事をして収入にならない」等の相談事例が増えています。

仕事を探しているときに広告が・・・

業者は、「月収30万円以上可」「低コスト・低リスクの開業」などといかにも利益があがるかのような表示をした広告を出し、説明会への参加を募ります。

説明会で「仕事を次々と提供するので収入が得られる」等と誘引業者は、「仕事をする上で必要となる軽自動車を購入し、入会金等の支払いは必要であるが、こちらで責任を持って仕事を紹介し、その仕事で収入が得られるので簡単に支払える」等の説明をし、契約締結を誘引します。

契約締結後、業者は、軽貨物運送の仕事をするために必要となる「貨物軽自動車運送事業の経営届出」を行います。

「仕事が次々と紹介される」はずが・・・

必ずしも業者の説明どおりの収入があるとは限りません。「仕事をして、ガソリン代などの経費を支払うとほとんど利益があがらない」「説明されたような仕事がもらえなかった」等の相談が多く寄せられています。

クーリング・オフ等に応じず、解決困難となることも・・・

業者の中には、『「消費者」相手の契約とは異なり、「貨物軽自動車運送事業の経営届出」がされている「事務所を構えて業務を行う者」との契約であり、クーリング・オフの対象とはならない』と主張することがあります。**しかし、実際には、特定商取引法によるクーリング・オフができるケースもあります。**

アドバイス

- ・「将来得られる収入」で支払うことを前提とした契約には注意しましょう。
- ・断定的表現や誰でも高収入が得られるような説明には注意をしましょう。
- ・契約するかどうかは、業務条件など概要書面でよく確認して決めましょう。
- ・トラブルが生じた場合には、**すぐに消費者センターに相談しましょう。**